

ID: 216

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し及び一時停止		
例規名 根拠条項	大河原町排水設備等指定工事店に関する規程 第10条		
例規番号	令和2年企業管理規程第11号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適當であると認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日